

（尾灯）

第37条 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、保安基準第37条の規定並びに細目告示第50条、第128条及び第206条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 自動車（最高速度20キロメートル毎時未満の軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の後面の両側には、尾灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8メートル以下の自動車には、尾灯を後面に1個備えればよい。
- 二 尾灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
 - イ 尾灯は、夜間にその後方300メートルの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
 - ロ 尾灯の灯光の色は、赤色であること。
 - ハ 尾灯の照明部は、尾灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15度の平面及び下方15度の平面並びに尾灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より尾灯の内側方向45度の平面及び尾灯の外側方向80度の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。
- 三 尾灯は、前号（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては、同号ハに係る部分を除く。）に掲げる性能（尾灯の照明部の上縁の高さが地上0.75メートル未満となるように取り付けられている場合にあつては、同号ハの基準中「下方15度」とあるのは「下方5度」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）であつて乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引^{けん}自動車を除く。）であつて車両総重量3.5トン以下のものの前部に取り付けられている側方灯が同号ハに規定する性能を補完する性能を有する場合にあつては同号ハの基準中「外側方向80度」とあるのは「外側方向45度」とする。）を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
 - イ 尾灯は、前条第1項第2号の基準に準じたものであること。
 - ロ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の上縁の高さが地上2.1メートル以下、下縁の高さが地上0.35メートル以上（セミトレーラでその自動車の構造上地上0.35メートル以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さ）となるように取り付けられていること。
 - ハ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上2メートル以下となるように取り付けられている

こと。

ニ 後面の両側に備える尾灯にあっては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、自動車の最外側から400ミリメートル以内となるように取り付けられていること。

ホ 後面の両側に備える尾灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること（後面が左右対称でない自動車の尾灯を除く。）。

ヘ 尾灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。ただし、最高速度35キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに尾灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあっては、この限りでない。

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自 動 車	条 項
一 昭和35年3月31日以前に製作された自動車	第3号イ及びニ
二 昭和35年3月31日以前に製作された軽自動車	第1号
三 平成17年12月31日以前に製作された自動車	第2号ハ及び第3号ヘ

3 次の表の第1欄に掲げる自動車については、第1項の規定のうち同表第2欄に掲げる規定は、同表第3欄に掲げる字句を同表第4欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自 動 車	条 項	読み替えられる字句	読み替える字句
一 昭和35年3月31日以前に製作された自動車	第1号	後面の両側には、尾灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8メートル以下の自動車には、尾灯を後面に1個備えればよい。	後面には、尾灯を備えなければならない。
二 昭和44年3月31日以前に製作された自動車	第3号ニ	最外側にあるものの照明部の最外縁は、自動車の最外側から400ミリメートル以内となるように取り付けられていること。	自動車の幅の50パーセント以上の間隔を有するものであること。

三 昭和35年4月1日から昭和44年3月31日までに製作された自動車	第1号ただし書	幅0.8メートル以下の自動車	幅2メートル未満の自動車（旅客自動車運送事業用自動車を除く。）
四 昭和48年11月30日以前に製作された自動車	第2号イ	300メートル	150メートル
五 昭和35年4月1日から昭和48年11月30日までに製作された自動車	第1号	二輪自動車	二輪自動車、側車付二輪自動車
六 平成8年1月31日以前に製作された自動車	第3号ロ	上縁の高さが地上2.1メートル以下、下縁の高さが地上0.35メートル以上（セミトレーラでその自動車の構造上地上0.35メートル以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さ）	中心の高さが地上2メートル以下
七 平成8年2月1日から平成17年12月31日までに製作された自動車	第3号ロ	上縁の高さが地上2.1メートル以下、下縁の高さが地上0.35メートル以上（セミトレーラでその自動車の構造上地上0.35メートル以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さ）	上縁の高さが地上2.1メートル以下
八 平成17年12月31日以前に製作された自動車	第2号イ	あり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。	あること。

	第3号	前号（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあっては、同号ハに係る部分を除く。）に掲げる性能（尾灯の照明部の上縁の高さが地上0.75メートル未満となるように取り付けられている場合にあっては、同号ハの基準中「下方15度」とあるのは「下方5度」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被 ^{けん} 牽引自動車を除く。）であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被 ^{けん} 牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5トン以下のものの前部に取り付けられている側方灯が同号ハに規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては同号ハの基準中「外側方向80度とあるの	前号に掲げる性能
--	-----	---	----------

		は「外側方向45度」とする。）」	
--	--	------------------	--

- 4 昭和48年11月31日以前に製作された自動車については、第1項第3号イの規定にかかわらず、方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の後面の両側に備える尾灯は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造とすることができる。
- 5 平成19年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添52 3. 23. の規定は、適用しない。
- 6 平成23年12月31日以前に製作された自動車については、細目告示別添52 4. 12. 3. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示を改正する告示（平成18年国土交通省告示第381号）による改正前の細目告示別添52 4. 12. 3. の規定に適合するものであればよい。
- 7 平成18年1月1日から平成21年7月10日までに製作された自動車については、細目告示別添64 3. 9. の規定は、適用しない。
- 8 平成18年1月1日から平成21年10月14日までに製作された自動車については、細目告示第50条第1項、別添52 2. 13. 及び別添64 3. 7. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成20年国土交通省告示第1217号）による改正前の細目告示第50条第1項、別添52 2. 13. 及び別添64 3. 7. の規定に適合するものであればよい。
- 9 平成18年1月1日から平成23年2月6日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示別添52 3. 7. 1. 、3. 22. 及び3. 23. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成21年国土交通省告示第771号）による改正前の細目告示別添52 3. 7. 1. 、3. 22. 及び3. 23. の規定に適合するものであればよい。
- 10 保安基準第37条第3項及び細目告示第50条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成21年7月22日から平成23年2月6日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号の規定にかかわらず、協定規則第48号第4改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 11 平成18年1月1日から平成24年10月23日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示別添52 3. 27. の規定は、適用しない。
- 12 保安基準第37条第3項及び細目告示第50条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成21年10月24日から平成24年10月23日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号の規定にかかわらず、協定規則第48号第4改訂版補足第2改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 13 保安基準第37条第3項及び細目告示第50条第2項ただし書の規定が適用される自動車の

うち平成24年11月18日から平成29年11月17日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号の規定にかかわらず、協定規則第48号第5改訂版の規定に適合するものであればよい。

- 14 令和2年9月14日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、細目告示第50条第1項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成27年国土交通省告示第723号）による改正前の細目告示第50条第1項の規定に適合するものであればよい。
- 15 保安基準第37条が適用される自動車は、当分の間、細目告示第50条並びに別添52 4. 12. 2. 及び4. 12. 8. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第714号）による改正前の細目告示第50条第1項及び別添52 4. 12. 2. 並びに4. 12. 8. の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則補足第20改訂版」とあるのは「同規則改訂版」と、「協定規則第50号補足第20改訂版」とあるのは「協定規則第50号改訂版」と読み替えることができる。
- 16 次に掲げる二輪自動車については、細目告示第50条第2項、第128条第3項、第206条第3項及び別添53の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1021号）による改正前の細目告示第50条第2項、第128条第3項、第206条第3項及び別添53の規定に適合するものであればよい。
 - 一 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車
 - 二 令和5年9月1日から令和12年8月31日までに製作された二輪自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 国土交通大臣が定める自動車
- 17 次に掲げる自動車については、細目告示第50条第1項並びに別添52 4. 12. 2. 及び4. 12. 8. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1号）による改正前の細目告示第50条第1項並びに別添52 4. 12. 2. 及び4. 12. 8. の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第148号」とあるのは「協定規則第148号補足第4改訂版」と読み替えることができる。
 - 一 令和8年8月31日以前に製作された自動車
 - 二 令和8年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和8年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和8年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と尾灯の型式が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 18 次に掲げる二輪自動車については、細目告示第50条第2項の規定中「協定規則第53号」

とあるのは、「協定規則第53号第3改訂版補足第4改訂版」と読み替えることができる。

- 一 令和10年8月31日以前に製作された二輪自動車
- 二 令和10年9月1日から令和12年8月31日までに製作された二輪自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和10年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和10年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和10年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と尾灯の型式が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 三 令和12年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの